

2012年1月20日
みずほコーポレート銀行(中国)有限公司
中国アドバイザー一部

—上海市人民政府公告関連—

みずほ中国 ビジネス・エクスプレス
(第210号)

上海市、多国籍企業による 地域本部設立に関する規定を改訂

平素より格別のご高配を賜りまして誠にありがとうございます。

上海市人民政府は2011年12月19日付で、『上海市の多国籍企業による地域本部設立を奨励することに関する規定』(滬府発[2011]98号、以下、『規定』という)を公布し、上海市における地域本部設立に係る規定を改訂・公布し、公布日より施行しました。『規定』の有効期間は5年となっています。

上海市は2008年、『上海市の多国籍企業による地域本部設立を奨励することに関する規定』(滬府発[2008]28号)および『「上海市の多国籍企業による地域本部設立を奨励することに関する規定」に関する若干の実施意見』(滬府弁発[2008]50号)を公布。多国籍企業による地域本部設立を奨励するため、従事可能な業務範囲の拡充や、補助金・奨励金の支給が新たに盛り込むなど、優遇政策の充実化を図りました。

この度改訂された『規定』は、基本的に2008年の規定を踏襲する内容となっていますが、昨年12月、上海市人民政府が公布した『「国務院の外資利用業務をより一層遂行することに関する若干の意見」を貫徹することに関する上海市人民政府の実施意見』(滬府発[2011]83号)において言及されている「多国籍企業の上海市におけるアジア・太平洋地区本部の設立」につき、新たな奨励・支援策を実施する可能性を示唆しているなど、上海市に拠点を置く地域本部の機能拡充を図る姿勢も見せています。

ただし改訂版の『規定』に基づく新たな補助金や奨励金に係る制度については、今後の関連当局による細則を待つ必要があります。

地元メディアによると、2011年に上海市に新たに設立された多国籍企業の地域本部は48社、投資性会社は27社。また2011年12月末時点までで、上海市に設立された外商投資性会社は累計240社、多国籍企業の地域本部は累計353社に上ったとのこと¹。また上海市商務委員会の説明によると、2011年1-11月における上海市の外資利用額(契約ベース)の184.77億米ドルのうち、地域本部および投資性会社の新規投資が占める比率が20%を超えたとしており²、上海市における中国統括拠点の集積が着実に進展していることがうかがわれます。

¹ 『上海商報』2012年1月2日「去年上海合同和实际吸收外资双创新高」: http://www.shbiz.com.cn/html/2012/chanjingxinwen_0102/10590.html

² <http://www.shanghai.gov.cn/shanghai/node2314/node2315/node4411/u21ai570316.html>

こうした状況下、上海市がこの度改訂した『規定』に基づき、新たな奨励策を制定した場合、上海市における地域本部の設立、運営にも影響を及ぼす可能性があるため、上海市政府の今後の措置に注視する必要があります。

『規定』の概要につきましては、以下をご参照ください。

➤ 地域本部の定義

『規定』における多国籍企業の地域本部とは、国外で登録された親会社が上海市に設立し、投資または授権の形式により1カ国以上の区域内における企業に対して管理およびサービスに係る職能を履行する唯一の本部機関のことを指します。

また多国籍企業は、独資の投資性公司、管理性公司などの独立した法人格を有する企業組織形式により、上海に地域本部を設立することができます。

投資性公司	商務部公布の『外商投資による投資性公司を設立することに関する規定』に基づき設立し、直接投資に従事する企業のこと。
管理性公司	多国籍企業が統合管理、研究開発、資金管理、仕入、販売、物流およびサポートサービス等の運営職能のために設立する会社のこと

➤ 地域本部の認定条件

『規定』では、地域本部の認定条件につき、以下のよう規定します。

- ✓ 設立済みの投資性公司
- ✓ 以下の条件を具えた管理性公司
 - 親会社の資産総額が4億米ドルを下回らないこと。
 - 親会社の中国国内における投資の累計払込済登録資本総額が1千万米ドルを下回らず、かつ親会社が管理を授権している中国国内外の企業が3社を下回らないこと、または親会社が管理を授権している中国国内外の企業が6社を下回らないこと。ただし基本的に前述の条件を満たし、かつ所在地区の経済発展に突出した貢献がある場合は事情に基づき考慮。
 - 管理性会社の登録資本金が200万米ドル以上であること。

このうち、管理性公司に関しては、従前に比べ、「基本的に前述の条件を満たし、かつ所在地区の経済発展に突出した貢献がある場合は事情に基づき考慮することができる」(『規定』第5条第2項)という文言が追加され、一部、条件が緩和されています。

➤ 申請書類

地域本部認定の申請を行う場合、上海市商務委員会に以下の資料を提出する必要があります。

【 提出必要書類 】

- ✓ 会社の法定代表者が署名した申請書。
- ✓ 親会社の法定代表者が署名した地域本部の基本的職能に係る授權文書。
- ✓ 会社の批准証書、営業許可証および出資払込検査報告書(いずれもコピー)。
- ✓ 親会社が中国国内で投資している企業の批准証書および営業許可証(いずれもコピー)。
- ✓ 親会社の法定代表者が署名した、着任予定の地域本部法定代表者に係る授權文書および着任予定の地域本部法定代表者に係る履歴書および相応する身分証明文書(身分証明はコピー)。
- ✓ 法律、法規および規則において提出を要求するその他の資料。

➤ 従事可能な業務範囲

『規定』では、地域本部が従事可能な業務を以下のように規定しています。従来に比べ、若干、文言が変更された項目があるものの、弊行が上海市商務委員会にヒアリングしたところによると、「実質的な内容に変更はない」との回答を得ているため、地域本部が従事可能な業務については、従来と変化がないものと考えられます。

【 上海市の地域本部が従事可能な業務 】

- ✓ 投資、経営に係る方針決定。
- ✓ 資金運用および財務管理。
- ✓ 研究開発および技術サポート。
- ✓ 商品の仕入、販売および市場マーケティングサービス。
- ✓ サプライチェーン管理等の物流運営。
- ✓ 当該会社集団内部の共有サービスおよび国外会社のアウトソーシングサービス。
- ✓ 従業員の研修および管理。

➤ 設立補助金、奨励金

『規定』では、地域本部設立時の補助金や、地域経済発展への貢献に対する奨励金などについて以下のように規定しています。ただし具体的な奨励内容については、今後の当局の対応を待つ必要があります。なお、このうち「アジア地区、アジア太平洋地区の本部企業に対する奨励金」に、この度の改訂において新たに追加された項目ですが、上海商務委員会に当該項目についてヒアリングしたところ、具体的な内容については「現在検討中」であるとのこと。

✓ 設立補助金

新規設立の投資性公司および管理性公司が地域本部との認定を受けた場合、関連規定に基づき、開設およびオフィス賃貸に係る資金援助が享受可能。

✓ 地域経済発展への貢献に対する奨励金

地域本部が経営管理、資金管理、研究開発、仕入、販売、物流およびサポートサービスなどの総合的な運営職能を有し、かつ経済発展に突出した貢献があり、良好な利益効果を得ている場合、関連規定に基づいた奨励が享受可能。

✓ **アジア地区、アジア太平洋地区の本部企業に対する奨励金**

多国籍企業が上海市にアジア地区、アジア太平洋地区または更に広い区域の本部を設立し、関連する条件を満たす場合、関連規定に基づき資金援助が享受可能。

➤ **資金管理**

『規定』では、地域本部が内部資金管理システムを構築し、国家関連規定に基づき、自己資金の統一管理を実施することを許可。ただし外貨資金の運用に関係する場合は、関連する外貨管理規定に基づき実施する必要があります。また、条件を満たす地域本部は、関連規定に基づき、多国籍企業の外貨資金集中管理、国外貸付などの業務を実施することも可能となっています。

このほか、投資性会社は『企業集団財務公司管理弁法』に基づき、財務公司を設立して中国国内の傘下企業に対する財務集中管理サービスを提供することができます。

➤ **地域本部従業員の出入国に関する便宜措置、就業許可手続の簡素化**

『規定』第11条では、地域本部の中国人従業員が香港・マカオ、台湾を訪問する場合に利便化措置を提供すると規定。また、地域本部の外国籍従業員が、臨時に中国に入国する場合には1～5年にわたって複数回の入国が有効で、各回の滞在が1年を超えない訪問ビザを申請することができるとしています。

このほか、地域本部の外国籍人員が上海市に長期間居留する場合は、3～5年にわたり有効な外国人居留許可を申請可能であるとし、さらに地域本部の法定代表者といった高級管理人員は優先的に『外国人永久居留証』の申請が可能であると規定しています。

また『規定』第12条では、地域本部の上海市において就業が必要な外国籍人員は、上海市人的資源・社会保障部門に対して外国人の『就業許可証』および『就業証』に係る一括申請が可能であるとしたほか、外国籍の高級管理人員および高級技術人員は、『外国専門家証』の申請が可能である旨、規定しています。

上述のほか、『規定』では、人材採用における優遇措置や地域本部およびそれが設立する研究開発センターに対する通関利便化措置の提供などについて言及しています。

『規定』の詳細につきましては、以下にございます日本語訳(仮訳)、および10ページ以降にございます中国語原文をご参照ください。なお、関連手続に関しましては、当局の見解をさらに確認していく必要があります。今後、追加の関連情報入手次第、随時ご案内させていただきます。

上海市人民政府

滬府発[2011]98号

『「上海市の多国籍企業による地域本部設立を
奨励することに関する規定」印刷・配布についての通達』

各区・県人民政府、上海市政府各委員会・弁公室・局：

ここに『上海市の多国籍企業による地域本部設立を奨励することに関する規定』を印刷・配布する。これに基づき真剣に執行されたい。

上海市人民政府

2011年12月19日

『上海市の多国籍企業による地域本部設立を奨励することに関する規定』

第1条 【目的および依拠】

対外開放をさらに拡大し、多国籍企業が上海市に地域本部を設立することを奨励し、上海における多国籍企業の地域本部に対して更なる実体業務の集積、機能の拡張、レベルの向上を奨励し、経済成長モデルの転換を促進するため、関連する法律・法規に基づき、上海市の実情を考慮の上、本規定を制定する。

第2条 【定義】

本規定における多国籍企業の地域本部とは、国外で登録された親会社が上海市に設立し、投資または授權の形式により1カ国以上の区域内における企業に対して管理およびサービスに係る職能を履行する唯一の本部機関のことを指す。

多国籍企業は、独資の投資性公司、管理性公司等の独立した法人格を有する企業組織形式により、上海に地域本部を設立することができる。

投資性公司とは、多国籍企業が商務部公布の『外商投資による投資性公司設立に関する規定』に基づき設立し、直接投資に従事する会社のことを指す。

管理性公司とは、多国籍企業が統合管理、研究開発、資金管理、仕入、販売、物流およびサポートサービス等の運営職能のために設立する会社のことを指す。

第3条 【適用範囲】

上海市の範囲内において設立される多国籍企業の地域本部(以下、「地域本部」という)は、本規定を適用する。

第4条 【管理部門】

上海市商務委員会は地域本部の認定業務に対して責任を負い、関連部門と協力して地域本部に対する管理サービスを実施する。

工商、財政、税務、外事、人的資源・社会保障、出入国管理、外貨管理、税関、出入国検査検疫等の部門は各自の職責の範囲内において、地域本部の管理サービス業務を遂行する。

第5条 【認定条件】

設立済の外商投資性会社は、地域本部への認定を直接、申請することができる。

管理性会社が地域本部への認定を申請する場合、以下の条件を満たさなければならない。

- (1) 親会社の資産総額が4億米ドルを下回らないこと。
- (2) 親会社の中国国内における投資の累計払込済登録資本総額が1千万米ドルを下回らず、かつ親会社が管理を授権している中国国内外の企業が3社を下回らないこと、または親会社が管理を授権している中国国内外の企業が6社を下回らないこと。基本的に前述の条件を満たし、かつ所在地区の経済発展に突出した貢献がある場合、事情に基づき考慮することができる。
- (3) 管理性会社の登録資本は200万米ドルを下回らないこと。

第6条 【申請資料】

地域本部への認定を申請する場合、上海市商務委員会に以下の資料を提出しなければならない。

- (1) 会社の法定代表者が署名した申請書。
- (2) 親会社の法定代表者が署名した地域本部の基本的職能に係る授権文書。
- (3) 会社の批准証書、営業許可証および出資払込検査報告書(いずれもコピー)。
- (4) 親会社が中国国内で投資している企業の批准証書および営業許可証(いずれもコピー)。
- (5) 親会社の法定代表者が署名した、着任予定の地域本部法定代表者に係る授権文書および着任予定の地域本部法定代表者に係る履歴書および相応する身分証明文書(身分証明はコピー)。
- (6) 法律、法規および規則において提出を要求するその他の資料。

前項の規定においてコピーの提出と明記していない場合、文書の正本を提出しなければならない。

第7条 【審査】

上海市商務委員会は申請書等の資料を受領してから10営業日以内に審査を完了し、かつ認定するか否かの決定を下さなければならない。認定する場合、認定証書を発給する。

第8条 【経営・管理およびサービス活動】

地域本部は国および上海市の関連規定に基づき、以下の経営、管理およびサービス活動に従事することができる。

- (1) 投資、経営に係る方針決定。
- (2) 資金運用および財務管理。
- (3) 研究開発および技術サポート。
- (4) 商品の仕入、販売および市場マーケティングサービス。
- (5) サプライチェーン管理等の物流運営。
- (6) 当該会社集団内部の共有サービスおよび国外会社のアウトソーシングサービス。
- (7) 従業員の研修および管理。

地域本部が経営の必要により上海市に分支機構を設立する場合、関連部門は審査・承認および登記に係る利便化措置を提供する。

第9条 【資金援助および奨励】

新たに登録された投資性公司および管理性公司が地域本部との認定を受けた場合、関連規定に基づき、開設およびオフィス賃貸に係る資金援助を受けることができる。

地域本部が経営管理、資金管理、研究開発、仕入、販売、物流およびサポートサービス等の総合的な運営職能を有し、かつ経済発展に突出した貢献があり、良好な利益効果を得ている場合、関連規定に基づき、奨励を受けることができる。

多国籍企業がアジア地区、アジア太平洋地区または更に広い区域の本部を設立し、関連する条件を満たす場合、関連規定に基づき資金援助を受けることができる。

資金援助および奨励の具体的な実施弁法については、関係部門が別途、制定する。

第10条 【資金管理】

地域本部は統一した内部資金管理体制を構築することができ、自己保有資金に対して統一的な管理を実施することができる。外貨資金の運用に関係する場合、関連する外貨管理規定に基づき執行しなければならない。

ならない。条件を満たす地域本部は、関連規定に基づき、多国籍企業の外貨資金集中管理、国外貸付等の試行業務に参加することができる。

投資性会社は『企業集団財務公司管理弁法』に基づき、財務公司を設立し、当該会社の中国国内における投資先企業のために財務集中管理サービスを提供することができる。

第11条 【出入国手続の簡素化】

ビジネスの必要により香港、マカオ、台湾地区または国外に赴く必要のある地域本部の中国籍人員に対して、関連部門は出国に係る利便化措置を提供する。

地域本部において複数回の臨時入国の必要のある外国籍人員は、1年ないし5年にわたって複数回の入国が有効で、各回の滞在が1年を超えない訪問ビザを申請することができる。臨時に上海市を訪問する外国籍人員は、外国駐在大使館・領事館において入国ビザの申請しなければならない。緊急の場合、国の関連規定に基づき、公安部門に対してポートビザを申請して入国することができる。

上海市に長期間居留する地域本部の外国籍人員は3年ないし5年にわたり有効な外国人居留許可を申請することができる。

地域本部の法定代表者等の高級管理人員は、『外国人の中国永久居留審査・承認管理弁法』に基づき、優先的に『外国人永久居留証』を申請することができる。

第12条 【就業許可手続の簡素化】

地域本部の上海市において就業が必要な外国籍人員は、上海市人的資源・社会保障部門に対して外国人の『就業許可証』および『就業証』に係る手続を一括して申請することができる。このうち、外国籍の高級管理人員および高級技術人員は、関連規定に基づき、『外国専門家証』の手続を申請することができる。

第13条 【人材採用】

地域本部およびそれが設立する研究開発センターが国内の優秀な人材を採用する場合、優先的に上海市戸籍の手続を行うことができる。

第14条 【通関利便化措置の提供】

条件を満たす地域本部およびそれが設立する研究開発センターに対して、税関および出入国検査検疫部門はその輸出入貨物のために通関の利便化措置を提供する。

地域本部が保税物流センターおよび配送センターを設立し、物流の統合を実施する場合、税関、外貨、出入国検査検疫等の部門はそれに対して利便化された監督管理措置を提供する。

第15条 【参照適用】

香港、マカオ、台湾地区の投資家が上海市に地域本部を設立する場合、本規定を参照して執行する。

第16条 【執行期日および有効期間】

本規定は公布日から執行する。有効期間は5年である。

2008年7月7日に上海市人民政府が公布した『上海市の多国籍企業による地域本部設立を奨励することに関する規定』（滬府発[2008]28号）は同時に廃止する。

【 解説・日本語仮訳 : みずほコーポレート銀行(中国)有限公司 中国アドバイザー一部 佐藤直昭 】

上海市人民政府
沪府发[2011]98号
关于印发《上海市鼓励跨国公司设立地区总部的规定》的通知

各区、县人民政府，市政府各委、办、局：

现将《上海市鼓励跨国公司设立地区总部的规定》印发给你们，请认真按照执行。

上海市人民政府
二〇一一年十二月十九日

《上海市鼓励跨国公司设立地区总部的规定》

第一条 【目的和依据】

为进一步扩大对外开放，鼓励跨国公司在本市设立地区总部，鼓励在沪跨国公司地区总部进一步集聚实体业务、拓展功能、提升能级，促进经济转型发展，根据有关法律、法规，结合本市实际，制定本规定。

第二条 【定义】

本规定所称的跨国公司地区总部，是指在境外注册的母公司在本市设立，以投资或者授权形式对在一个国家以上区域内的企业履行管理和服务职能的唯一总机构。

跨国公司可以以独资的投资性公司、管理性公司等具有独立法人资格的企业组织形式，在上海设立地区总部。

投资性公司，是指跨国公司按照商务部发布的《关于外商投资举办投资性公司的规定》设立的从事直接投资的公司。

管理性公司，是指跨国公司为整合管理、研发、资金管理、采购、销售、物流及支持服务等营运职能而设立的公司。

第三条 【适用范围】

在本市范围内设立的跨国公司地区总部（以下简称“地区总部”），适用本规定。

第四条 【管理部门】

市商务委负责地区总部的认定工作，协调有关部门开展对地区总部的管理服务。

工商、财政、税务、外事、人力资源和社会保障、出入境管理、外汇管理、海关、出入境检验检疫等部门在各自职责范围内，做好对地区总部的管理服务。

第五条 【认定条件】

已经设立的外商投资性公司，可以直接申请认定为地区总部。

管理性公司申请认定地区总部，应当符合下列条件：

- （一）母公司的资产总额不低于 4 亿美元。
- （二）母公司已在中国境内投资累计缴付的注册资本总额不低于 1000 万美元，且母公司授权管理的中国境内外企业不少于 3 个；或者母公司授权管理的中国境内外企业不少于 6 个。基本符合前述条件，并为所在地区经济发展做出突出贡献的，可酌情考虑。
- （三）管理性公司的注册资本不低于 200 万美元。

第六条 【申请材料】

申请认定地区总部，应当向市商务委提交下列材料：

- （一）公司法定代表人签署的申请书；
- （二）母公司法定代表人签署的地区总部基本职能的授权文件；
- （三）公司的批准证书、营业执照及验资报告(均为复印件)；
- （四）母公司在中国境内所投资企业的批准证书及营业执照(均为复印件)；
- （五）母公司法定代表人签署的对拟任地区总部法定代表人的授权文件和拟任地区总部法定代表人的简历及相应的身份证明文件（身份证明为复印件）；
- （六）法律、法规和规章要求提供的其他材料。

前款规定未列明提供复印件的，应当提供文件的正本。

第七条 【审查】

市商务委应当在收到申请书等材料之日起 10 个工作日内完成审查，并作出认定或者不予认定的决定。予以认定的，颁发认定证书。

第八条 【经营、管理和服务活动】

地区总部按照国家和本市有关规定，可以从事下列经营、管理和服务活动：

- （一） 投资经营决策；
- （二） 资金运作和财务管理；
- （三） 研究开发和技术支持；
- （四） 商品采购、销售及市场营销服务；
- （五） 供应链管理 etc 物流运作；
- （六） 本公司集团内部的共享服务及境外公司的服务外包；
- （七） 员工培训与管理。

地区总部因经营需要在本市设立分支机构的，由有关部门提供审批和登记便利。

第九条 【资助和奖励】

新注册的投资性公司和管理性公司经认定为地区总部的，按照有关规定，可以获得开办和租房的资助。

地区总部具有经营管理、资金管理、研发、采购、销售、物流及支持服务等综合性的营运职能，且对经济发展有突出贡献，取得良好效益的，按照有关规定，可以获得奖励。

跨国公司设立亚洲区、亚太区或更大区域总部，符合相关条件的，可以按照有关规定获得资助。

资助和奖励的具体实施办法，由有关部门另行制定。

第十条 【资金管理】

地区总部可以建立统一的内部资金管理体制，对自有资金实行统一管理。涉及外汇资金运作的，应当按照有关外汇管理规定执行。符合条件的地区总部可以按照有关规定，参与跨国公司外汇资金集中管理、境外放款等试点业务。

投资性公司可以按照《企业集团财务公司管理办法》，设立财务公司，为其在中国境内的投资企业提供集中财务管理服务。

第十一条 【简化出入境手续】

对因商务需要赴香港、澳门、台湾地区或者国外的地区总部的中国籍人员，由有关部门提供出境便利。

地区总部需要多次临时入境的外籍人员，可以申请办理 1 至 5 年多次入境有效、每次停留不超过 1 年的访问签证；需要临时来本市的外籍人员，应当在中国驻外使领馆申请入境签证，时间紧迫的，可以按照国家有关规定，向公安部门申请口岸签证入境。

对需要在本市长期居留的地区总部外籍人员，可以申请办理 3 至 5 年有效的外国人居留许可。

地区总部的法定代表人等高级管理人员可以按照《外国人在中国永久居留审批管理办法》，被优先推荐申办《外国人永久居留证》。

第十二条 【简化就业许可手续】

地区总部需要在本市就业的外籍人员，可以向市人力资源和社会保障部门申请一并办理外国人《就业许可证》和《就业证》。其中，外籍高级管理人员和高级技术人员可以按照相关规定申请办理《外国专家证》。

第十三条 【人才引进】

地区总部及其设立的研发中心引进国内优秀人才的，可以优先办理本市户籍。

第十四条 【提供通关便利】

对符合条件的地区总部及其设立的研发中心，海关和出入境检验检疫部门为其进出口货物提供通关便利。

地区总部设立保税物流中心和分拨中心，进行物流整合的，海关、外汇、出入境检验检疫等部门对其采取便利化的监管措施。

第十五条 【参照适用】

香港、澳门、台湾地区的投资者在本市设立地区总部的，参照本规定执行。

第十六条 【施行日期和有效期】

本规定自发布之日起施行，有效期 5 年。

2008 年 7 月 7 日上海市人民政府发布的《上海市鼓励跨国公司设立地区总部的规定》（沪府发[2008]28 号）同时废止。

【ご注意】

1. **法律上、会計上の助言:**本資料記載の情報は、法律上、会計上、税務上の助言を含むものではありません。法律上、会計上、税務上の助言を必要とされる場合は、それぞれの専門家にご相談ください。
2. **秘密保持:**本資料記載の情報の貴社への開示は貴社の守秘義務を前提とするものです。当該情報については貴社内部の利用に限定され、その内容の第三者への開示は禁止されています。
3. **著作権:**本資料記載の情報の著作権は原則として弊行に帰属します。いかなる目的であれ本資料の一部または全部について無断で、いかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。
4. **免責:**
 - (1) 本資料記載の情報は、弊行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。弊行は当該情報に起因して発生した損害については、その内容如何にかかわらずいっさい責任を負いません。また、本資料における分析は仮定に基づくものであり、その結果の確実性或いは完結性を表明するものではありません。
 - (2) 今後開示いただく情報、鑑定評価、格付機関の見解、制度・金融環境の変化等によっては、その過程やスキームを大幅に変更する必要がある可能性があり、その場合には本資料で分析した効果が得られない可能性がありますので、予めご了承下さい。また、本資料は貴社のリスクを網羅的に示唆するものではありません。
5. 本資料は金融資産の売買に関する助言、勧誘、推奨を行うものではありません。